

■議案第82号 焼却設備2号炉バグフィルター用ろ布購入に係る売買契約の締結について

【要旨】

クリーンセンター銀河の点検整備において、焼却設備2号炉内のバグフィルター用のろ布の損耗が認められたため、交換用部品として2号炉のろ布を消耗品として購入したものです。

※ バグフィルター用のろ布・・・大気中への排出ガス中に含まれる有害物質であるダイオキシン等の除去に重要な役割を果たす消耗品

【随意契約理由】

バグフィルター用ろ布は、メーカーが設計、加工した特殊なものであるため、契約に当たっての入札は実施しておらず、地方自治法第234条第2項及び同法施行令167条の2第1項第2号の規定により随意契約としています。

【特記事項】

本契約は、四万十町クリーンセンター銀河内の設備の消耗品購入に係るもので、点検整備において、損耗が発見されたバグフィルター用のろ布の購入に係る随意契約を平成21年10月19日に締結したものです。しかし、この契約は、予定価格が700万円以上となる契約であることから、議会の議決を得るべき財産の取得に該当していたところではありますが、その点を失念し、議会の議決を経ずに契約を締結してしまったものです。

このため、今回、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、改めて議会の議決を求めようとするものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	焼却設備2号炉バグフィルター用ろ布の購入に係る売買契約	
納 入 場 所	四万十町 天ノ川 地内	
契 約 金 額	12,681,900円（内消費税603,900円）	
契約の相手方	東京都大田区羽田旭町11-1 荏原環境プラント株式会社 営業統括部 統括部長 阿部 雅人	
契 約 日	平成21年10月19日	
購 入 物 品	バグフィルター用ろ布 （Φ164×5900ℓ）	61,000 円×198 本×消費税＝ 12,681,900 円